

ニカラグア紛争と司法的解決

安藤 仁介

— 政治的紛争と I C J —

はじめに

中米とくにニカラグアに対する米国の介入をめぐる紛争について、ニカラグアの訴えを受けた国際司法裁判所（以下、I C J と略）は、米国の反対にもかかわらずこれを取り上げ、米国の行動が国際法に違反すると判決した⁽¹⁾。この判決に対する評価はさまざまであるが、米国自身が当該紛争の政治性を強調し、この種の紛争は司法的解決に適さない、と主張していることが注目される⁽²⁾。本稿は、この主張の可否を吟味するため、まず、当該紛争に関する I C J 判決（管轄権および本案の内容を明らかにし、次いで、いわゆる政治的紛争と司法的解決のかわり合いを検討し、最後に、ニカラグア紛争に対する I C J の取組みそのものに判断をくだすこととした）。

(1) *Case concerning Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua*, Reports of Judgments, Advisory Opinions and Orders of the International Court of Justice, 1984, p. 392 ff (以下「[1984] I. C. J. 392 のちのち表記」)。

(2) 本稿の他の箇所に掲げるほか、たとえば「Legal and Political Issues in the Central American Conflict,’ *Proceedings of the American Society of International Law* (1987), p. 40 ff; F. L. Kirgis, Jr., “*Nicaragua v. United States as a Precedent.*” *American Journal of International Law*, Vol. 79 (1985), p. 652 ff [以下「79 Am. J. Int’l L. 652 (1985) のちのち表記」]; A. D’Amato, “*Nicaragua and International Law: ‘The Academic’ and the ‘Real’.*” *ibid.* 657; J. N. Moore, “*The Secret War in Central America and the Future of World Order.*” 80 *ibid.* 43 (1986); W. M. Reisman, “*Has the International Court Exceeded its Jurisdiction?*” *ibid.* 128; 81 *ibid.* 77 ff (1987) (諸論文) M. L. Wagner, “*Jurisdiction by Estoppel in the International Court of*

Justice," *California Law Review*, Vol. 74 (1986), p. 1777 ff.; B.S. Chinni, "The International Court and the Maintenance of Peace and Security: The Nicaragua Decision and the United States Response," *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 35 (1986), p. 960 ff.; P. W. Khan, "From Nuremberg to the Hague: The United States Position in *Nicaragua v. United States* and the Development of International Law," *Yale Journal of International Law*, Vol. 12 (1987), p. 1 ff.; K. Highet, "You Can Run but You Can't Hide—Reflections on the U.S. Position in the *Nicaragua Case*," *Virginia Journal of International Law*, Vol. 27 (1987), p. 550 ff.

(c) International Legal Materials, Vol. 24 (1985), p. 246 ff. [以下、24 I. L. M. 246 (1985) のように表記]。

一 ニカラグア紛争とICJ判決

(一) ニカラグアの提訴とICJの命令

一九八四年四月九日、ニカラグアは米国を相手どってICJに訴えをおこし、ニカラグアに対する米国の軍事的・準軍事的行動——具体的には、反政府軍(コントラ)の支援や領海・領空の侵犯などが国際法に違反する旨の判決をくだすように求めた。同時にニカラグアは、ICJが米国にこれらの行動を停止するように命令することを要請した⁽¹⁾。

これに対し米国は、ICJにはニカラグアの訴えを取り上げる管轄権がなく、それゆえ停止命令を発する権限もないと

反論した⁽²⁾。しかしICJはこの反論を認めず、同年五月一日、米国がニカラグア港湾への通航を脅かす行為を差し控えること、および両国が事態を悪化させるような行動をとらないこと、を命じる仮保全措置を指示するとともに、ICJがニカラグアの訴えを取り上げる管轄権を有するか否か、の審理に移ったのである⁽³⁾。

(2) 管轄権判決と米国の対応

周知のとおり、ICJが特定の紛争について管轄権を有するためには、当該紛争の両当事国の合意が必要である。この合意は通常、当該紛争をICJに付託する旨の両当事国の特別合意 (compromis) によるが、両当事国があらかじめ他の条約でICJの管轄権を受諾している場合や、ICJ規程第三六条二項に基づく管轄権受諾宣言をしている場合には、いずれか一方の当事国の訴えにより、ICJは管轄権を行使することができる。つまりこれらの場合には、他方の当事国に応訴義務が生じるわけであって、ICJが強制的管轄権をもつということもできよう。

本件の場合、ニカラグアと米国の間にはそうした特別合意が存在しなかったため、ニカラグアはICJの管轄権の根拠を、(一)ICJ規程第三六条二項に基づき米国が一九四六年になした管轄権受諾宣言と、自国が一九二九年になした常設国

際司法裁判所（以下、P C I Jと略）の管轄権受諾宣言が I C J 規程第三六条五項により I C J の管轄権受諾とみなされる結果として、I C J の有する強制的管轄権、および(一)一九五六年の米国 II ニカラグア友好通商航海条約第二四条二項により、同条約の解釈・適用をめぐる紛争を両国が I C J に付託することに合意している事実、に求めた。⁽⁴⁾

他方、米国は、(一) I C J 規程第三六条に基づく強制的管轄権について、(1) ニカラグアは一九二九年に P C I J の管轄権受諾宣言をしたが、その後同宣言の批准書を寄託していないため、同宣言は発効しておらず、これに I C J 規程第三六条五項は適用されない、(2) 一九四六年に米国がなした管轄権受諾宣言は、ニカラグア提訴の三日前、一九八四年四月六日に米国が I C J にあてた通告（「一九四六年の管轄権受諾宣言は、中米の国家との紛争や中米における事件から生じた紛争には、適用されない」とする）の効果により、本件には及ばない、(3) また一九四六年の宣言には、「この宣言は、多数国間条約のもとで生じた紛争には、当該紛争に関する I C J 判決により影響を受けるすべての同条約当事国が I C J における審理の当事者とならない限り、及ばない」との留保が付されており、かつニカラグアが国際連合憲章や米州機構憲章などの多数国間条約の米国による違反を申し立てているところ、エルサルバ

ドル、ホンジュラス、コスタリカのように I C J 判決の影響を受ける諸国が本件の当事者となっていないので、同宣言は本件に及ばない、(二) さらに、一九五六年の友好通商航海条約について、ニカラグアは提訴の段階ではこの条約に言及していなかったのであって、審理段階に入ってからこれを追加することは認められない、と反論した。⁽⁵⁾

しかしながら、I C J は一九八四年一月二六日、本件に對する自らの強制的管轄権を認める判決をくだした。

まず、米国の反論(一)(1)について、判決はニカラグアが一九二九年の P C I J 管轄権受諾宣言の後に、その批准書を寄託しなかった事実を認めたが、この手続的瑕疵は I C J 規程第三六条五項の適用を妨げない、と判示した。判決によれば、同項は「P C I J 規程第三六条に基づいて行なわれた宣言でなお効力を有する (still in force) もは……(当該) 宣言が今後存続すべき期間中…… I C J の義務的管轄を受諾しているものとみなす」と規定しており、「なお効力を有する」の仏文 (*dont la durée n'est pas encore expirée*) を考慮すれば、ニカラグアの宣言はこのなかに含まれ、同国が一九四五年に国際連合の原加盟国となった (I C J 規程は国際連合憲章と不可分の一体をなす) 際に、I C J の義務的管轄権を受諾したものとみなされうる。また判決は、一九二九年の宣言の批准書

が寄託されていないという註釈付きではあるが、ICJ年鑑が一九四六年以降、ニカラグアをICJ規程第三六条五項により強制的管轄権を認めた国家のリストに加えつけ、ニカラグアもこれを否定しなかったのであって、その結果、同国は管轄権受諾を黙認したものと解することができる、と述べた。⁽⁶⁾ただしこの解釈に対しては、法廷を構成する一六名(うち一名は、ニカラグアが任命した臨時の裁判官)の裁判官のうち、五名が反対を表明している。⁽⁷⁾

次に判決は、米国の反論(一)―(2)について、米国の一九四六年の宣言が「この宣言は……これを終了する旨の通告の後、六カ月が経過するまで効力を有する」と述べている事実に着目し、米国がニカラグア提訴の三日前になした通告は、一九四六年の宣言の部分的終了とみなされ、当該通告の効果発生には六カ月が経過しなければならないから、これをもって、ICJの強制的管轄権が本件に及ばないと判断することはできない、と結論した。⁽⁸⁾この結論に対しても、三名の裁判官が反対意見のなかで異論を唱えている。⁽⁹⁾なお米国の反論(一)―(3)について、判決は、この反論は本件の実体事項に係るため、その審理は本案審理に含める、と判示した。⁽¹⁰⁾

また判決は、米国の反論(二)について、ニカラグアが提訴の段階で一九五六年の友好通商航海条約に言及していなかった

としても、後に同条約を管轄権の根拠として援用することは、それが本件の事案を変更するものでない限り、認められると判示した。⁽¹¹⁾

このように判決は、本件に対してICJが管轄権を有する、と結論したが、米国はなお、(1)本件の他の利害関係国が出廷していない、(2)ニカラグアは米国の違法な武力行使等を問題としているが、これは国際連合憲章のもので、ICJではなく安全保障理事会の専権事項とされている、(3)これに関連して、国際連合憲章第五条の自衛権も問題となるが、これも安全保障理事会の専権事項である、(4)本件のような進行中の紛争を取り上げるとは、ICJの司法機能になじまない、(5)ニカラグアはコンタドール手続のような、確立された中米の紛争解決手続を尽くしていない等の理由をあげ、本件の受理可能性(admissibility)を争った。しかし判決は、そのすべてを否定して、本案審理へと進んだのである。⁽¹²⁾

この管轄権に関するICJ判決、とくにICJ規程第三六条に基づく強制的管轄権の有無に関する解釈については、五名の裁判官が反対した事実が示すとおり、問題がなかったわけではない。⁽¹³⁾はたして米国は、一九八五年一月一日に至って声明を発表し、ニカラグアによるICJの政治的利用を非難するとともに、ICJの管轄権判決が法と事実と反するも

のであると指摘して、以後本件の審理に参加せず、本件に関して I C J のくだす判決に対する自己の権利を留保する旨を明らかにした⁽¹⁴⁾。さらに同年一〇月七日、I C J の本案判決に先立って、米国は一九四六年の管轄権受諾宣言そのものを終了させると通告した⁽¹⁵⁾。

(3) 本案判決

かくして I C J は、米国の不参加のまま、本案審理を進めざるをえない状況に追い込まれた。そのことは、判決の基礎となる事実認定ほかの審理手続を公正に進めるうえで、多くの困難をもたらしたが、ともかくも一九八六年六月二十七日、I C J は本案判決をくだした。本案判決は、ニカラグアの申立てを一六点に分け、それぞれについて結論をくだしており、その内容は多岐にわたるけれども、おそらく以下のように整理することができるであろう。

判決はまず、管轄権判決で本案審理に回された米国の留保——多数国間条約のもとで生じた紛争は、当該紛争に関する I C J 判決により影響を受けるすべての同条約当事国が I C J における審理の当事者とならない限り、管轄権受諾宣言の対象からはずす——が本件に適用されることを認め、国際連合憲章や米州機構憲章上の問題は本件の審理から除かれる、と判示した⁽¹⁶⁾。そのため審理の焦点は、米国の行動がもつばら

慣習国際法と友好通商航海条約に違反するか否か、に絞られることとなった。

慣習国際法に関して判決は、(1)米国がニカラグアの反政府軍(コントラ)の訓練、武装、財政、兵站などに支援を与えた、(2)米国が一九八三年から八四年にかけて、ニカラグア領内のいくつかの港湾、基地、施設を攻撃した、(3)偵察飛行などによって、米国がニカラグアの領空を侵犯した、(4)米国が一九八四年にエル・ブルッフ、コリント、プエルト・サンデイーノの港の周辺に水雷を敷設した、(5)米国がこの水雷敷設について国際海運業界に公式の警告を与えなかったため、水雷の破裂により人的・物的損害が発生した、などの諸事実を認定し、米国のこれらの行動は、慣習国際法の禁じる内政不干渉、武力の行使、主権の侵害にあたる、と結論した⁽¹⁷⁾。また、このうち、(2)の港湾、基地、施設の攻撃や、(4)の水雷敷設、および(6)一九八五年に米国が発したニカラグア船舶米国入港禁止令が、いずれも両国間の友好通商航海条約の目的と両立せず、同条約に違反する、と結論した⁽¹⁸⁾。ただし、小田、ジェニングス、シュウエーベルの三裁判官は、慣習国際法違反の認定に対して反論を加え、友好通商航海条約の違反についてもそれぞれ異なる角度から判決を批判している⁽¹⁹⁾。

ところで米国は、管轄権審理の段階において、米国の行動

がニカラグアの近隣諸国に対する武力攻撃に対抗すべき「集団的自衛権の行使」として正当化される、と主張していた。⁽²⁰⁾ 本案判決はこの点について、(7)一九七九年七月から一九八一年初頭にかけて、エルサルバドルの反政府軍の手許にニカラグア領から武器が流入した、(8)一九八二年、八三年、八四年に、ホンジュラスとコスタリカの領域に対してニカラグア側から越境攻撃が加えられた、などの事実を認定した。ただし判決は、集団的自衛権が行使される前提として、攻撃される国家がその事実を認め、かつ第三国に対して明白に救援を求めることが必要である、と判示したうえで、エルサルバドルが米国に対する救援要請の存在を明白に認めたのは、一九八四年のことにすぎず、米国の行動までに時間がかりすぎている、またホンジュラスやコスタリカが同種の要請をした形跡はない、と認定した。さらに判決は、「慣習国際法上、他国の反政府派に対する武器の供与自体は当該国家に対する武力攻撃とみなされない」ため、結局、米国の行動は集団的自衛権の行使として正当化されえない、と結論した。⁽²¹⁾ もつともこの結論に対しては、ジェニングス、シュウエーベル両裁判官の鋭い反論がある。⁽²²⁾

なお判決は、米国が慣習国際法および友好通商航海条約に違反する行為を差し控えること、両国が国際法に従って紛争

の平和的解決をはかること、米国が上記の違反から生じた損害を賠償すべきことを命じ、具体的な損害の認定はICJがなすことを付言した。⁽²³⁾ ただし米国は、さきの声明でICJ判決に対する自己の権利を留保しており、今日までこれを無視しつづけている。

- (1) [1984] I. J. 4—7, Paras. 1—2.
- (2) *Ibid.* 10, Para. 12.
- (3) *Ibid.* 21—23, Para. 41.
- (4) *Ibid.* 396, Para. 8.
- (5) *Ibid.* 400, Para. 17; 403, para. 23; 411, Para. 44; 415—416, Paras. 52—53; 426, Para. 78. 管轄権受諾宣言に関連して、同宣言に付される留保の問題があるが、本稿ではこれに立ち入らない。留保の問題一般については、田岡良一「選択条項の過去と現在『法学論叢』第百六三卷六号(一九五八年)、一ページ以下、関野昭一「任意条項受諾宣言の期限と留保」『国際法外交雑誌』第七〇巻六号(一九七二年)一ページ以下、を参照。
- (6) [1984] I. C. J. 397—415, Paras. 12—51.
- (7) モスラー、小田、アヨー、ジェニングス、シュウエーベルの五裁判官。それぞれの反対意見については、*ibid.* 461, 471, 514, 533, 558.
- (8) *Ibid.* 415—421, Paras. 52—65.
- (9) 小田、ジェニングス、シュウエーベルの三裁判官 (*ibid.* 471, 533, 558)。
- (10) *Ibid.* 421—426, Paras. 67—76.
- (11) *Ibid.* 426—429, Paras. 77—83. 反対はシュウエーベル裁判官のみ (*ibid.* 558)。

- (12) *Ibid.* 429—441, Paras. 84—108.
 (13) 重要な問題点の指摘として、たとえば、小和田恒「研究ノート」国際司法裁判所判例評釈・ニカラグアに対する軍事的活動事件——管轄権及び受理可能性」『国際法外交雑誌』第八五巻四号（一九八六年）二八—三〇頁以下、M. H. Arsanjani, ‘Dissemination of Information by International Organizations: Reflections on Law and Policy in the Light of Recent Developments,’ *Victoria University of Wellington Law Review*, Vol. 17 (1987), p. 53 頁を参照。
 (14) 24 I. L. M. 246 (1985).
 (15) *Ibid.* 1742.
 (16) [1986] I. C. J. 28—38, Paras. 36—56. ただし、ルダ、エライナス、セッチェ・カメラ、侃の四裁判官は反対。 *Ibid.* 174, 178, 192, 201.
 (17) *Ibid.* 53—63, Paras. 93—112; 46—53, Paras. 76—91; 146—148, Para. 292.
 (18) *Ibid.* 69—70, Paras. 123—125; 135—140, Paras. 270—279; 147—148, Para. 292.
 (19) *Ibid.* 212, 259, 528.
 (20) [1984] I. C. J. 432, Para. 91.
 (21) [1986] I. C. J. 119—123, Paras. 229—238.
 (22) *Ibid.* 212, 259, 528.
 (23) *Ibid.* 149—150, Para. 292.

二 政治的紛争と司法的解決

米国がニカラグア紛争に対する ICJ 判決を不満とし、これを無視しつづけている理由には、さまざまなものが考えら

れる。たとえば、管轄権判決に反対した五名の裁判官が指摘しているように、批准書の寄託されなかったニカラグアの PCIJ 管轄権受諾宣言が、ICJ 規程第三六条五項のもとで「なお効力を有する」と解することには、大きな疑問が残る⁽¹⁾。また、本案判決についても、米国のニカラグア反政府軍（コントラ）に対する支援を国際法に違反すると認定しながら、ニカラグアの近隣諸国に対する類似の行動には違法性を認定せず、「慣習国際法上、他国の反政府派に対する武器の供与自体は当該国家に対する武力攻撃とみなされない」と判示している点など、問題が少なくない⁽²⁾。だがここでは、最初に述べたとおり、ニカラグア紛争は政治性が強く司法的解決に適さない、とする米国の主張を絞り、さらに検討を加えてみよう。なお以下では、政治性の強い紛争を「政治的紛争 (political disputes)」と表現することにする。

(一) 法律的紛争と政治的紛争

ところで、そもそも政治的紛争とは何を意味するのであるか。これを明らかにするためには、政治的紛争と対比される「法律的紛争 (legal disputes)」という表現が、国際紛争の解決手続との関係でどのように用いられてきたか、を概観しておくことが必要である。

国際紛争を力によらず、平和的に解決する手段を、「国際紛

争の平和的解決手段」というが、これはさらに、交渉・周旋・調停のような「外交的（または政治的）手段」と「国際裁判（international adjudication）」に分けられる。前者は、紛争当事国間の直接交渉や、第三国の周旋・仲介、さらには国際機関の調停・勧告などを通して、当事国間の政治的妥協により紛争の解決をはかる手段であり、後者は、裁判形式による審査を通して当事国を拘束する判決をくだすことにより、紛争の解決をはかる手段である。国際裁判はもともと、紛争のたびごと（*ad hoc*）裁判所を設置する「仲裁裁判（arbitration）」の形式で発達したが、今世紀に入つて、紛争の有無にかかわらず常設の（permanent）裁判所をおく「司法的解決（judicial settlement）」の形式が現われた。

近代国際社会における仲裁裁判の嚆矢は一七九四年のジェイ条約とされ、その成果を受けて一九世紀中に多くの国際紛争が仲裁裁判に付された。また、一九世紀末の第一回ハーグ平和会議から第一次世界大戦までに、仲裁裁判の義務化にかかわる二国間条約が一四〇も締結された、といわれる³。ハーグ平和会議で採択された「国際紛争平和的処理条約」やこれらの二国間条約をみると、「法律問題とくに国際条約の解釈または適用に関する問題」、「法律的性質の紛争」など表現に多少の差違はあるが、仲裁裁判に付すべき紛争を法律的紛争

に限定し、それ以外の紛争は外交的・政治的手段による解決にゆだねている。また、法律的紛争を仲裁裁判に付すことを定めたうえで、そのなかから「国家の重大利益、独立、名誉にかかわる紛争」を除くものが、ほとんどである。さらに、第一次世界大戦後に成立した国際連盟規約も、条約の解釈はか一定のカテゴリーの紛争を国際裁判に付すべき紛争とみなし、それ以外の紛争は理事会・総会に付託すべきことを規定しており、第二次世界大戦後に発足した国際連合でも、この区別は基本的に踏襲されている。要するに諸国家の実行上、国際紛争を法律的紛争とそれ以外の紛争（多くは政治的紛争）に分け、前者を国際裁判に、後者を外交的・政治的解決に、それぞれゆだねる傾向が一般的であるといえよう。

ところで、ある紛争がいずれかの条約にいう法律的紛争にあたるか否かは、当該条約をめぐる諸般の事情を勘案して決定すべき、法解釈の問題である。しかし、法律的紛争を明確に定義する条約は少なく、それに関する各条約の表現も一定しない。そのため、いかなる紛争を国際裁判に付すのが適切かという見地から、「裁判に付すべき紛争（*justiciable disputes*）」を一般的に定義しようとする学説上の論議が広がった。これらの学説は三分することができる。第一の学説は、その紛争に適用すべき国際法規のあるものを *justiciable disputes*,

それのないものを *non-justiciable disputes* とし、第二の学説は、政治的に重要な紛争が *non-justiciable disputes*、そうでないものが *justiciable disputes* とする。だが、紛争に適用されるべき法規の有無は裁判の審理後にはじめて明らかになるわけであり、また仲裁裁判に付すべき法律的紛争のなかから政治的に重要な紛争が一般に除外されているわけであるから、この両説は諸国家の実行と矛盾する。そこで、区別の基準を紛争当事国の態度に求め、当事国が国際法に基づいて解決しようとする紛争が *justiciable disputes*、国際法に基づかないで解決しようとする紛争が *non-justiciable disputes* とする第三の学説が、正しいと考えられる。この説によれば、当事国の一方が国際法に基づいてある主張をなし、他方が同じく国際法に基づいてこれを否定しようとする紛争は *justiciable* である。また、当事国の双方がある主張は国際法に基づけば正しいと信じていても、一方または双方がそれを国際法に基づかないで解決しようとする紛争は *non-justiciable* となる⁽⁴⁾。

第三説のもとでは、国際紛争のたびに裁判所を設置する「仲裁裁判」の場合、法律的紛争と政治的紛争の区別はあまり問題とならない。仲裁裁判は、紛争当事国が条約（通常、特別合意〈*compromis*〉という）を締結し、当該紛争を裁判に付すことに合意して、はじめて開かれるため、政治的紛争も

その対象となりうるからである。現に、英米両国の関係を開戦寸前にまで緊張させた「アラバマ号事件」は、一八七二年の仲裁裁判で解決され、一九七七年の仲裁裁判の結果がアルゼンチンとチリの間に戦争の危機をもたらした「ビーグル海峡事件」も、最終的には判決の線で解決されている⁽⁵⁾。しかしながら、国際裁判のもう一つの形式である「司法的解決」についても、そのようにいうことができるだろうか。

(2) PCIJ/ICJの強制的管轄権と政治的紛争

PCIJに具現化された司法的解決の特色は、裁判所が常設化されたことと並んで、その裁判所がいわゆる強制的管轄権をもつことである。そしてこの強制的管轄権は、すでにみたように、ICJに受け継がれている⁽⁶⁾。

全世界的な規模では最初の常設的裁判所となったPCIJは、国際連盟のもとで設立されたが、この裁判所にいかなる紛争を裁判する権限を与えるかは、第一次世界大戦後の国際社会にとって大きな関心事であった。国際社会における法の支配を促進する理想からいえば、PCIJに各国の国内裁判所のような強制的管轄権を与えることが望ましい。他面、諸国家の実行は、特別合意に基づく仲裁裁判が主流を占め、裁判の対象も法律的紛争に限定されている。また、裁判所設立の場となるべき国際連盟の規約自体が、先に指摘したとおり、

法律的紛争を国際裁判に付すべき紛争とみなしている。これらの背景のもとでP C I Jがえ与られた管轄権は、次のようなものであった。

管轄権について定めたP C I J規程第三六条によると、P C I Jは、まず、当事国が付託するすべての紛争、および現行の諸条約でとくに規定されている紛争に対して、管轄権をもつ(一項)。すなわち、(1)前者は従来の仲裁裁判と同様に、当事国の特別合意により付託される紛争であり、(2)後者はあらかじめ他の条約により、当事国がP C I Jへ付託することに合意している紛争である。さらにP C I Jは、(3)裁判所規程の当事国が、以下の四種の事項にかかわる「法律的紛争(legal disputes)」について、P C I Jの管轄権受諾宣言をする場合には、同宣言をした当事国相互間の該当する紛争に対して、管轄権をもつ。ここに四種の事項とは、連盟規約第一三條二項に掲げる「条約の解釈、国際法上の問題、国際義務違反となるべき事実の存在、国際義務違反に対する賠償の性質または範囲」をいう(二項)、このうち、(2)または(3)のカテゴリに属する紛争については、いずれかの紛争当事国がP C I Jに提訴すれば、他の当事国に応訴義務が生じる。しかも、ある紛争がそれらのカテゴリに属する紛争であるか否かをめぐり、当事者間に争いを生じるときは、P C I Jの判

決により結論をくだす(六項)。したがって、(2)と(3)のカテゴリに属する紛争については、P C I Jが強制的管轄権をもつことになる。

P C I Jとそれを受け継いだI C Jの強制的管轄権のもとでは、国際紛争の一方の当事国が当該紛争は政治的紛争であると主張し、他方の当事国がそれは法律的紛争であると主張する場合、裁判所がくだす判断が最終的なものとなる。ところが、先の定義に従えば、当事者の一方が国際法に基づく解決を求め、他方が国際法に基づかない解決を求める紛争はnon-justiciableとなるため、P C I JまたはI C Jはnon-justiciable disputes⁽⁷⁾について、裁判すべきか否かの判断を求められることになる。この場合、裁判所はどのように対応すべきであろうか。

(3) 政治的紛争と被告国の審理不参加

P C I JまたはI C Jに付託された紛争のなかで、政治性の強いものはけつして少なくない⁽⁸⁾。だが、管轄権審理の段階で紛争の政治性を根拠に裁判所の管轄権を否定した当事国が、P C I JやI C Jの管轄権判決に異議を唱えず、その後の本案審理に参加する場合には、当初の主張を撤回したものとみなすことができる。問題は、そうした当事国(通常、訴えられた国、以下、被告国と表現する)が管轄権判決を不服として、

本案審理に参加しない場合や、同じく紛争の政治性を根拠として、はじめから審理に参加しない場合である。この種の審理不参加は、ニカラグア紛争における米国の例以前に、P C I J期に一件、I C Jに入ってから三件を数える。

P C I J期の一件は、一九二六年に中国がベルギーとの平和通商航海条約を一方的に廃棄した事件である。同条約は一八六五年に締結され、締約国内で他国民の受ける待遇などについて規定していたが、内容の不平等性を問題にした中国は廃棄を通告した。これに抗議したベルギーは、両国間の交渉が失敗した後、P C I Jに提訴した。当時、両国はP C I J規程第三六条二項に基づく管轄権受諾宣言をしていたからである。しかし中国は、「当該紛争は政治的な性格のものであって、国家平等の原則を司法審査の対象とするには同意しえない」と主張するとともに、衡平と善に基づく裁判には応じる用意がある旨を表明した。事件は、一九二八年の南京条約で両国間の紛争が解決し、ベルギーが訴えを取り下げることにより落着したが、この間P C I Jは中国に対し、二度の仮保全措置命令をだしている。だが、中国はこれに従わず、審理不参加の態度を貫いた。⁽⁹⁾

I C Jに入ってから最初の件は、アイスランド漁業管轄権事件である。アイスランドは一九五八年、漁業水域を四カイリか

ら一二カイリに広げる国内法を制定したが、英国はこれに抗議し、その結果一九六一年に両国間で成立した合意により、英国が一二カイリ漁業水域に異議を唱えないこと、将来同水域の拡張をめぐって両国間に紛争が生じる場合は、いずれかの要請によりこれをI C Jに付託すること、が取り決められた。ところが一九七一年、アイスランドはこの合意を終了させるとともに、漁業水域を五〇カイリまで拡張する旨を発表したため、英国はI C Jに提訴し、拡張停止を指示する仮保全措置命令を要請した。しかしアイスランドは、「アイスランド国民の重大利益に影響することを考慮し、アイスランドの漁業水域拡張に関する事項、とりわけ今回の英国の提訴については、I C Jの管轄権を認めることはできない」と反論し、一九七二年のI C Jの仮保全措置命令を無視した。また、I C Jは翌年、管轄権判決をくだし、一九七四年には英国に有利な本案判決をくだしたが、アイスランドは審理にいつさい参加しなかった。⁽¹⁰⁾

次に一九七三年の核実験事件では、南太平洋におけるフランスの気圏内核実験が問題となった。この年、オーストラリアとニュージーランドはフランスを相手どってI C Jに提訴し、同実験の停止を求めたのである。原告の二国が管轄権の基礎として主張したのは、一九二八年の国際紛争平和処理

一般議定書と、三国がなしていた I C J 管轄権受諾宣言であった。これに対しフランスは、前者が国際連盟の解散とともに失効したと反論し、後者についても、フランスの受諾宣言が「国防関係の活動にかかわる紛争」を除外しており、かつ核実験はこの除外例に該当するため、I C J に管轄権はないと主張した。しかし I C J は、「管轄権に関する原告の主張は、いちおう (*Prima facie*) 理由があると思われる」と判示し、実験停止の仮保全措置を命令した。ちなみにこの命令は八対六の小差でくだされ、反対意見のなかでフランスの主張に与した裁判官もいた。フランスは I C J の命令には根拠がないとして、審理に参加せず、判決に先立つ一九七四年一月一〇日、自己の I C J 管轄権受諾宣言を撤回した。なお I C J は同年一二月の判決(管轄権と本案の区別なし)で、大気圏内核実験の終了に関するフランス政府の一連の声明により、本訴訟の目的は消滅したとして、審理を打ち切った。⁽¹¹⁾

一九七九年の在テヘラン米国大使館員人質事件では、イランが審理に参加しなかった。同年、米国はイランの行為が国際法に違反するとして、国際連合安全保障理事会に問題を付託すると同時に、I C J に提訴し、仮保全措置命令を求めた。米国は管轄権の根拠として一九六一年のウィーン外交関係条約や六三年のウィーン領事関係条約等をあげたが、イランは

この事件が米国の二五年にわたる対イラン内政干渉と不可分に結びつき、「より根本的かつ複雑な要素を含んだ全汎的な状況の産物」であるため、たんなる条約解釈の問題として処理されるべきではない。と反論した。I C J は一九七九年一月に、人質の解放を指示する仮保全措置命令をくだした。また翌年五月の判決では、二つのウィーン条約と両国間の友好経済関係領事権条約に管轄権の根拠をおき、イランの国際法違反と賠償責任を認定するとともに、人質の解放を命じたが、イランは審理にまったく参加せず、命令や判決にも従わなかった。⁽¹²⁾

以上の四件は紛争の背景がさまざまであり、被告国の主張

した「紛争の政治性」の内容も同一ではない。したがって、これらの事件をひとまとめにして考察の対象とすることは必ずしも適切ではなからう。また四件という数少ない事例から、なにがしかの一般的な結論を導き出そうとする試みは性急にすぎることであろう。だがそれにもかかわらず、これらの事件には二つの共通点が見受けられるように思われる。その一つは被告国の認識に関係し、もう一つは裁判所の姿勢に関係する。

まず、被告国の主観的な認識によれば、これらの事件では、彼らの譲りがたい価値が紛争と直結していた。それは古典的ではあるが、中国にとつて国家の平等、アイスランドにとつて漁業、フランスにとつて国防、イランにとつて独立と内政干渉、であつた。しかも彼らは——おそらくフランスを例外として——、それらの価値が国際法の枠組みでは弁護しきれない、と認識していた。それゆえにこそ、彼らは審理に参加せず、また、自己に不利な判決に従う意図もなかったのである。次に裁判所はこれらの事件で、どちらかといえば、自己の強制的管轄権を積極的に活用する姿勢を示した。つまり、被告国の反論や不参加を押し切つて、仮保全措置を命令し、紛争に対する自己の管轄権を認定したのである。しかしながら、この姿勢は、「いかなる国家も自らの同意なくして、他国との紛争を仲介・仲裁その他の平和的解決手段に付すように、

強制され⁽¹³⁾ない」とする東部カレリア事件以来の裁判所の伝統と、無理なく調和するであろうか。それぞれの事件における裁判所の姿勢は、それぞれの事件の処理に関する限り、あるいはやむをえないものであつたかもしれない。けれども、管轄権の認定は必然的に本案審理へ連なり、被告国に遵守する意思のない判決をくだす結果を招く——そのことが、短期的には各事件の解決にとつて、長期的には裁判所の機能と司法的解決の有用性、ひいては国際社会における法の支配にとつて、どのような影響を与えるかにつき、四件のいずれにおいても、十分な配慮が尽くされていと言ひ切れるであろうか。

- (1) 現にニカラガア自身、一九五七年にホンジュラスとの紛争がICJに付託された際、ホンジュラスがニカラガアのPCIJ管轄権受諾宣言の有効性を主張したにもかかわらず、これをいっさい無視して、ICJ管轄権の基礎を両国の特別合意のみに求めたのである。これについで、モスラー、アゴール裁判官の反対意見を参照。[1984] I. C. J. 464—465, 528—532.
- (2) シュウェーベル裁判官の反対意見〔前節注(19)〕を参照。
- (3) 田岡良一『国際法Ⅲ〔新版〕』有斐閣、一九七三年、五七ページ。

- (4) 田畑茂二郎『国際法講義(下)〔新版〕』有信堂、一九八四年、七八—八二ページ。

- (5) *British and Foreign State Papers*, Vol. 62, p. 233. 田畑茂二郎・太寿堂鼎編『ケースブック国際法〔新版〕』有信堂、一九八七年、三六三—三六四ページ(アラバマ号事件、石本泰雄)。R. Jennings, "The Judicial Enforcement of International Obli-

gations,” *Zeitschrift für ausländisches öffentliches Recht und Völkerrecht*, Bd. 47 (1987), S. 4. 波多野里重・筒井若水編著『国際判例研究 領土・国境紛争』東京大学出版会一九七九年、二四四ページ。

(6) 本稿二六ページを参照。

(7) ニカラグア事件判決に対する反対意見のなかで、小田裁判官は、「ニカラグア紛争がICJ規程第三六条二項にいう「法律紛争 (legal disputes)」にあたらぬ」と主張している（前節注(19)を参照）。

(8) たゞ、*J. B. Elkind, Non-Appearance before the International Court of Justice; Functional and Comparative*

Analysis (Dordrecht: Martinus Nijhoff, 1984), pp. 194—195. (9) [1926] P. C. I. J., Ser. A, No. 8, p. 4; [1927] *ibid.*, Ser. A, No. 8, p. 6; P. C. I. J., Ser. C, No. 16 (f), pp. 75 & 78. (10) アイスランドと西ドイツの間でも、同様の紛争が生じ、同々経過をたどった。[1972] I. C. J. 12, 30; [1973] *ibid.*, 3; [1974] *ibid.*, 3; I. C. J., Pleadings, Fishries Jurisdiction, Vol. 2, pp. 375—376, 380—382.

(11) [1973] I. C. J. 99, 135; [1974] *ibid.* 253, 457. See also, G. de Lacharrière, “Commentaires sur la position juridique de la France à l’égard de la licéité de ses expériences nucléaires,” *Annuaire Français de Droit International*, Tome 19 (1973), p. 235.

(12) [1979] I. C. J. 7; [1980] *ibid.* 3.

(13) [1923] P. C. I. J., Ser. B, No. 5, p. 27.

三 結論にかえて——ニカラグア紛争とICJ

ニカラグア事件に対するICJ判決、さらにニカラグア紛

争に対するICJの取組みそのものについて、肯定的な評価も多い⁽¹⁾。それを裏返せば米国の態度に対する否定的な評価となる。とくに米国の場合は、管轄権審理に参加しておきながら、自己に不利な管轄権判決がくだって後に、審理不参加を決めた点で、第二節でみた四件と事情が異なっている。その意味で、米国の態度を便宜主義的・国際法の軽視と批判し大国的エゴと非難することが、まったく的はずれとはいえない。

しかし、それと同時に、次のような事情を考慮することも怠るべきではない。その事情とは、ほかでもない、国際社会の現状なのである。いうまでもなく、現在の国際社会は複数の主権国家からなり、国家を超える全世界的な権威——世界政府、世界議会、世界裁判所、世界軍など——は存在しない。その結果、各国家のとるべき行動は、各国家が自らの責任において決定し、各国家の安全は、各国家自身の力によって保持しなければならぬ。つまり米国の安全は米国自身が、フランスの安全はフランス自身が、それぞれの力によって保持せざるをえず、そのために必要な行動は、それぞれの責任のもとにとらざるをえないのである。

核実験事件のICJ仮保全措置命令を契機として、フランスは管轄権受諾宣言を撤回したが、その動機を説明する小論文のなかで、後にICJの裁判官となったド・ラシャリエー

ルは、「ICJは自己の行為が、既存核兵器保有国の特権的地位と世界の二極化構造を固定化させるのに貢献している事実、目をつむるべきではない」と批判している。この批判は、文脈こそ違え、ICJのニカラグア事件判決にもあてはまるのではないだろうか。米国もまた同判決を契機として、ICJ管轄権受諾宣言を撤回した。だが、ソ連を含むすべての東欧圏諸国やアジア・アフリカ新興諸国の大半は、そもそも管轄権受諾宣言すらしていないのである。

ニカラグア紛争の政治性に関する米国の主張については、賛否両論がありえよう。しかしながら、国際社会と比べてはるかに組織度の高い国内社会においても、裁判所は政治性の強い問題に対して、「司法自制」を守る傾向がある。同様な自制は、現在の国際社会においても必要ではなからうか。ICJの審理手続は、国内法の民事手続に近い。また、ICJの職権探查能力はきわめて限られている。そうした状況のもとで、国際社会に対する米国のいわば刑事責任を追及することが、客観的にどこまで可能だろうか。

ニカラグア紛争に対するICJの取組みについて、たとえばジェニングス裁判官の反対意見のように、審査の対象を友好通商航海条約にかかわる事項に限定すべきであった、とする批判がある⁽³⁾。現在の規模と組織のもとでICJが国際紛争

の司法的解決のために、効果的な活動を展開しうる分野はけつして狭くない。いかなる事件に対するICJの取組みも、結局、そうした分野を狭めるのではなく、むしろ広げる方向へ向けてなされるべきではないだろうか⁽⁴⁾。

(1) たんねは、H. W. Briggs, "The International Court of Justice Lives Up to its Name," 81 Am. J. Int'l L. 78 (1987); R. Falk, "The World Court's Achievement," ibid. 106; H. Hohmann & P. J. I. M. de Waart, "Compulsory Jurisdiction and the Use of Force as a Legal Issue: The Epoch-Making Judgment of the International Court of Justice in Nicaragua v. United States of America," *Netherlands International Law Review*, Vol. 34 (1987), p. 162 ff.

(2) G. de Lacharrière, *op. cit.*, p. 250.

(3) T. M. Franck, "Some Observations on the ICJ's Procedural and Substantive Innovations," 81 Am. J. Int'l L. 116 (1987).

(4) J. Stone, *Legal Controls of International Conflict* (Sydney: Maitland Publications, 1959), pp. 151—152; David Davies Memorial Institute of International Studies, *International Disputes: The Legal Aspects* (London: Europa Publications, 1972), pp. 155—157. なお、小田裁判官の反対意見をも参照〔第一節注(9)〕。